



## 男女共同参画社会の 実現に向けて

次代を担う子どもたちの健やかな成長のためには、男女が平等に仕事と子育てを両立できる環境が必要です。

そのためには、育児休業などの各種制度を利用しやすい環境も必要ですが、女性自身も社会への参画意識を高め、男性は長時間労働の是正に取り組み、家事や育児などに参画する必要があります。

仕事や子育てなど男女それぞれに偏っている負担を共に分かち合い、男女が共に社会に参画する男女共同参画社会の実現を目指しましょう。

## 男女共同参画の動き

### ◎身近な法律知っていますか？

#### 女性の再婚禁止期間の短縮

これまでの民法では、男性は離婚の翌日から再婚が可能でしたが、女性は離婚後6カ月を待たないと再婚ができませんでした。

平成28年6月1日、民法の一部を改正する法律が成立し、女性の再婚禁止期間が6カ月から100日に短縮されました。

	改正前	改正後
再婚禁止期間 (民法第733条 第1項)	離婚した日から6カ月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。	離婚した日から100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

### ◎職場でつらい思いをしていませんか？

#### マタハラは違法 『マタニティハラスメント』

マタハラとは、働く女性が、妊娠・出産をきっかけに職場から精神的・肉体的な嫌がらせを受けることです。

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いは、法律で禁止されています。

厚生労働省は、平成29年1月1日の法施行に合わせて、加害者が懲戒処分の対象となることを就業規則に明記するよう企業に求めるなど、企業が取るべき具体策などを盛り込んだ指針を決めました。

妊娠を報告したら「退職してもらおう」と言われた。

上司から「産休・育休は認めない」と言われた。

#### こんな扱いを受けたら法違反です

正社員なのに妊娠したら「パートになれ」と言われた。

普通ありえないような配置転換をされた。

#### 相談先

北海道労働局 雇用環境・均等部  
(☎011-709-2715)

問い合わせ 市民サービスグループ (☎<sup>85</sup>2139)